

○衆議院職員倫理規程

(平成十二年五月三十日議長決定)

改正

平一三年	一月三〇日	平一三年	六月二八日
平一三年	二月三日	平一五年	三月二六日
平一五年	六月四日	平一八年	九月二七日
平一七年	三月九日	平一八年	三月三日
平一九年	九月二日	平一九年	一月二六日
平二一年	三月二日	平一三年	二月一九日

(目的)

第一条 この規程は、職員が国民全体の奉仕者であつてその職務は国民から負託された公務であることにかんがみ、職員の職務に係る倫理の保持に資するため必要な措置を講ずることにより、職務の執行の公正さに対する国民の疑惑や不信を招くような行為の防止を図り、もつて公務に対する国民の信頼を確保することを目的とする。

(定義等)

第二条 この規程において、「職員」とは、衆議院の事務局及び法制局の職員（議長又は副議長の政務に係る秘書事務をつかさどる参事及び国会職員法（昭和二十二年法律第八十五号）第二十四条の三第二項に規定する両議院の議長が協議して定める非常勤の職員を除く。）をいう。

2 この規程において、「課長補佐級以上の職員」とは、次に掲げる職員をいう。

- 一 国会職員の給与等に関する規程（昭和二十二年十月十六日両院議長決定。以下「給与規程」という。）の適用を受ける職員で

あつて、次に掲げるもの

- イ 給与規程別表第一特別給料表の適用を受ける職員
- ロ 給与規程別表第二指定職給料表の適用を受ける職員
- ハ 給与規程別表第三イ行政職給料表（一）の職務の級五級以上の職員
- ニ 給与規程別表第四速記職給料表の職務の級六級以上の職員

ホ 給与規程別表第五議院警察職給料表の職務の級五級以上の職員

- 二 特定任期付職員の給与の特例に関する規程（平成十九年十一月二十六日両院議長決定。以下「特定任期付職員給与特例規程」という。）第一条第一項に規定する給料表の適用を受ける職員
- 3 この規程において、「指定職以上の職員」とは、次に掲げる職員をいう。

- 一 給与規程別表第一特別給料表の適用を受ける職員（議長又は副議長の秘書事務をつかさどる参事を除く。）
- 二 給与規程別表第二指定職給料表の適用を受ける職員
- 三 特定任期付職員給与特例規程第二条第一項に規定する給料表の適用を受ける職員であつて、同表六号給の給料月額以上の給料を受けるもの

4 この規程において、「副部長級の職員」とは、次に掲げる職員をいう。

- 一 給与規程別表第二指定職給料表の適用を受ける職員であつて、同表一号給、二号給又は三号給の給料月額を受けけるもの
- 二 特定任期付職員給与特例規程第一条第一項に規定する給料表

の適用を受ける職員であつて、同表六号給又は七号給の給料月額の給料を受けるもの

5 この規程において、「利害関係者」とは、国の支出の原因となる契約又は会計法（昭和二十二年法律第三十五号）第二十九条に規定する契約に関する事務に職員が職務として携わつている場合における、当該契約を締結している事業者、当該契約の申込みをしている事業者又は当該契約の申込みをしようとしていることが明らかである事業者その他職員の職務に利害関係を有する者として議長が定める者をいう。

6 この規程において、「関係事業者」とは、職員が職務として前項の契約に関する事務に関与する場合における、当該契約を締結している事業者、当該契約の申込みをしている事業者又は当該契約の申込みをしようとしていることが明らかである事業者その他職員が職務として前項の議長が定める者に関する事務に関与する場合における当該議長が定める者をいう。

7 この規程の規定の適用については、関係事業者の利益のためにする行為を行う場合における役員、従業員、代理人その他の者は、前項の関係事業者とみなす。

（職員が遵守すべき職務に係る倫理原則）

第三条 職員は、国民全体の奉仕者であり、国民の一部に対してのみ奉仕者ではないことを自覚し、職務上知り得た情報について国民の一部に対してのみ有利な取扱いをする等国民に対し不当な差別的取扱いをしてはならず、常に公正な職務の執行に当たらなければならぬ。

2 職員は、常に公私の別を明らかにし、いやしくもその職務や地

位を自らや自らの属する組織のための私的利益のために用いてはならない。

3 職員は、利害関係者から贈与等を受けること等の国民の疑惑や不信を招くような行為をしてはならない。

（職員の職務に係る倫理に関する訓令）

第四条 各本属長は、前条に掲げる倫理原則を踏まえ、職員の職務に係る倫理の保持を図るために必要な事項に関する訓令を定めるものとする。この場合においては、利害関係者からの贈与等の禁止及び制限等職員の職務に利害関係を有する者との接触その他国民の疑惑や不信を招くような行為の防止に關し職員の遵守すべき事項が含まれていなければならぬ。

（贈与等の報告）

第五条 課長補佐級以上の職員は、関係事業者から、金銭、物品その他の財産上の利益の供与若しくは供応接待（以下「贈与等」という。）を受けたとき又は関係事業者と職員の職務との関係に基づいて提供する人的役務に対する報酬として各本属長が訓令で定める報酬の支払を受けたとき（当該贈与等を受けた時又は当該報酬の支払を受けた時において課長補佐級以上の職員であつた場合に限り、かつ、当該贈与等により受けた利益又は当該支払を受けた報酬の価額が一件につき五千円を超える場合に限る。）は、一月から三月まで、四月から六月まで、七月から九月まで及び十月から十二月までの各区分による期間（以下「四半期」という。）ごとに、次に掲げる事項を記載した贈与等報告書を、当該四半期の翌四半期の初日から十四日以内に、各本属長に提出しなければならない。

一 当該贈与等により受けた利益又は当該支払を受けた報酬の価額

二 当該贈与等により利益を受け又は当該報酬の支払を受けた年月日及びその基因となった事実

三 当該贈与等をした関係事業者又は当該報酬を支払った関係事業者の名称及び住所

四 前三号に掲げるもののほか、各本属長が訓令で定める事項

2 各本属長は、前項の規定により贈与等報告書の提出を受けたときは、当該贈与等報告書（指定職以上の職員に係るもの）に限り、かつ、第八条第二項ただし書に規定する事項に係る部分を除く。）の写しを職員倫理審査会に送付しなければならない。

（株取引等の報告）

第六条 指定職以上の職員は、前年において行った株券等（株券、新株予約権証券又は新株予約権付社債券をいい、株券、新株予約権証券又は新株予約権付社債券が発行されていない場合にあつては、これらが発行されていたとすればこれらに表示されるべき権利をいう。以下同じ。）の取得又は譲渡（指定職以上の職員である間に行ったものに限る。以下「株取引等」という。）について、当該株取引等に係る株券等の種類、銘柄、数及び対価の額並びに当該株取引等の年月日を記載した株取引等報告書を、毎年、三月一日から同月三十一日までの間に、各本属長に提出しなければならない。

2 各本属長は、前項の規定により株取引等報告書の提出を受けたときは、当該株取引等報告書の写しを職員倫理審査会に送付しなければならない。

（所得等の報告）

第七条 指定職以上の職員（前年一年間を通じて指定職以上の職員であつたもの）に限り、かつ、副部長級の職員にあつては、第一号又は第二号の課税に係る納税申告書（国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）第二条第六号に規定する納税申告書をいう。以下同じ。）を所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第二百二十条及び第二百二十一条又は相続税法（昭和二十五年法律第七十三号）第二十八条の規定により税務署長に提出すべきものに限る。）は、次に掲げる金額及び課税価格を記載した所得等報告書を、毎年、三月一日から同月三十一日までの間に、各本属長に提出しなければならない。

一 前年分の所得について同年分の所得税が課される場合における当該所得に係る次に掲げる金額（当該金額が百万円を超える場合にあつては、当該金額及びその基因となった事実）

イ 総所得金額（所得税法第二十二條第二項に規定する総所得金額をいう。）及び山林所得金額（同条第三項に規定する山林所得金額をいう。）に係る各種所得の金額（同法第二條第一項第二十二号に規定する各種所得の金額をいう。以下同じ。）

ロ 各種所得の金額（退職所得の金額（所得税法第三十條第二項に規定する退職所得の金額をいう。）及び山林所得の金額（同法第三十二條第三項に規定する山林所得の金額をいう。）を除く。）のうち、租税特別措置法（昭和三十一年法律第十六号）の規定により、所得税法第二十二條の規定にかかわらず、他の所得と区分して計算される所得の金額

二 前年中において贈与により取得した財産について同年分の贈

与税が課される場合における当該財産に係る贈与税の課税価格（相続税法第二十一条の二に規定する贈与税の課税価格をいう。）

2 前項の所得等報告書の提出は、納税申告書の写しを提出することにより行うことができる。この場合において、同項第一号又は口に掲げる金額が百万円を超えるときは、その基因となつた事実を当該納税申告書の写しに付記しなければならない。

3 各本属長は、第一項の所得等報告書又は前項の納税申告書の写し（以下「所得等報告書等」という。）の提出を受けたときは、当該所得等報告書等の写しを職員倫理審査会に送付しなければならない。

（報告書の保存及び閲覧）

第八条 前三条の規定により提出された贈与等報告書、株取引等報告書及び所得等報告書等は、これらを受理した各本属長において、これらを提出すべき期間の末日の翌日から起算して五年を経過する日まで保存しなければならない。

2 各本属長は、前項の規定により保存されている贈与等報告書（贈与等により受けた利益又は支払を受けた報酬の価額が一件につき二万円を超える部分に限る。）について、その閲覧の要求があつたときは、これに応ずるものとする。ただし、公にすることに より、著しく公益を害するおそれがあるものとして議長が定める事項に係る部分については、この限りでない。

（職員倫理審査会の設置）

第九条 衆議院に、職員倫理審査会（以下「審査会」という。）を置く。

（所掌事務及び権限）

第十条 審査会の所掌事務及び権限は、次のとおりとする。

一 職員の職務に係る倫理の保持に関する事項に係る調査研究及び企画を行うこと。

二 職員の職務に係る倫理の保持のための研修に関する総合的企画及び調整を行うこと。

三 この規程の遵守のための体制整備に関し、各本属長に指導及び助言を行うこと。

四 贈与等報告書、株取引等報告書及び所得等報告書等の審査を行うこと。

五 この規程（第四条の規定に基づく訓令を含む。以下第二十二條までにおいて同じ。）に違反する行為に関し、各本属長に対し、調査を求め、その経過につき報告を求め及び意見を述べ、懲戒処分を行うべき旨の勧告をし、その行う懲戒処分につき承認をし、並びにその懲戒処分の概要の公表について意見を述べることに。

六 各本属長に対し、職員の職務に係る倫理の保持を図るため監督上必要な措置を講ずるよう求めること。

（組織等）

第十一条 審査会は、委員三人をもって組織する。

2 委員は、学識経験のある者のうちから、議長が任命する。（委員の任期等）

第十二条 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 委員は、非常勤とする。

(会長)

第十三条 審査会に会長を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(身分保障)

第十四条 委員は、職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があつたときを除いては、在任中、その意に反して罷免されることはない。

(守秘義務)

第十五条 委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(運営)

第十六条 審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮つて定める。

(調査の端緒に係る各本属長の報告)

第十七条 各本属長は、職員にこの規程に違反する行為を行った疑いがあると思料するときは、その旨を審査会に報告しなければならない。

(各本属長による調査)

第十八条 各本属長は、職員にこの規程に違反する行為を行った疑いがあると思料して当該行為に関して調査を行うおとすときは、審査会にその旨を通知しなければならない。

2 審査会は、各本属長に対し、前項の調査の経過について、報告

を求め、又は意見を述べることができる。

3 各本属長は、第一項の調査を終了したときは、遅滞なく、審査会に対し、当該調査の結果を報告しなければならない。

(各本属長に対する調査の要求等)

第十九条 審査会は、職員にこの規程に違反する行為を行った疑いがあると思料するときは、各本属長に対し、当該行為に関する調査を行うよう求めることができる。

2 前条第二項及び第三項の規定は、前項の調査について準用する。
(各本属長による懲戒)

第二十条 各本属長は、職員にこの規程に違反する行為があることを理由として懲戒処分を行うおとすときは、あらかじめ、審査会の承認を得なければならない。

(各本属長に対する懲戒処分の勧告)

第二十一条 審査会は、各本属長において懲戒処分を行うことが適当であると思料するときは、各本属長に対し、懲戒処分を行うべき旨の勧告をすることができる。

2 各本属長は、前項の勧告に係る措置について、審査会に対し、報告しなければならない。

(各本属長による懲戒処分の概要の公表)

第二十二条 各本属長は、職員にこの規程に違反する行為があることを理由として懲戒処分を行った場合において、職員の職務に係る倫理の保持を図るため特に必要があると認めるときは、当該懲戒処分の概要の公表(第六条第一項の株取引等報告書中の当該懲戒処分に係る株取引等についての部分の公表を含む。以下同じ。)をすることができる。

2 審査会は、各本属長が前項の懲戒処分を行った場合において、特に必要があると認めるときは、当該本属長に対し、当該懲戒処分概要の公表について意見を述べることができる。

(各本属長に対する協力要求)

第二十三条 審査会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、各本属長に対し、資料又は情報の提供その他必要な協力を求めることができる。

(訓令への委任)

第二十四条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、各本属長が訓令で定める。

附則

1 この規程は、平成十二年十月一日から施行する。

2 第五条第一項の規定は、この規程の施行の日（以下「施行日」という。）以後に受けた贈与等又は支払を受けた報酬について適用する。

3 第六条第一項の規定は、施行日以後に行つた株券等の譲渡又は未公開株式に係る株券の取得について適用する。

4 第七条第一項の規定は、施行日以後の所得及び施行日以後に贈与により取得した財産について適用する。この場合において、施行日から平成十二年十二月三十一日までの間における同項第一号の所得の金額及び同項第二号の課税価格の計算方法その他所得等の報告について必要な事項は、各本属長が訓令で定める。

附則（平成十三年六月二十八日）

1 この規程は、商法等の一部を改正する等の法律（平成十三年法律第七十九号）の施行の日（平成十三年十月一日）から施行する。

2 この規程による改正後の衆議院職員倫理規程の規定は、平成十七年三月一日以後に提出される株取引等報告書について適用し、同日前に提出される株取引等報告書については、なお従前の例による。

附則（平成十三年十二月十三日）

1 この規程は、平成十四年四月一日から施行する。

2 商法等の一部を改正する法律（平成十三年法律第二百二十八号）附則第七条第一項の規定により従前の例によることとされる場合における新株引受権証券、転換社債券又は新株引受権付社債券についての衆議院職員倫理規程第六条第一項の規定の適用については、この規程の施行後も、なお従前の例による。

附則（平成十八年三月二十三日）

(施行期日)

1 この規程は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、第六条第一項の改正規定（「新株引受権証券」を削る部分に限る。）及び次項の規定は、会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十七年法律第八十七号）の施行の日（会社法の施行の日・平成十八年五月一日）から施行する。

(経過措置)

2 会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第九十八条第二項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における新株引受権証券（新株引受権証券が発行されていない場合にあつては、これが発行されていたとすればこれに表示されるべき新株の引受権）についての衆議院職員倫理規程の規定の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成二十三年十二月十九日）

（施行期日）

1 この規程は、平成二十四年一月一日から施行する。

（経過措置）

2 この規程による改正後の衆議院職員倫理規程第六条第一項及び第二十二條第一項の規定は、平成二十五年三月一日以降に提出される株取引等報告書について適用し、同日前に提出される株取引等報告書については、なお従前の例による。

○衆議院事務局職員の倫理に関する件（抄）

（平成十二年九月二十六日序訓第六号）

改正

平一三年	二月三日	平一四年	二月二七日
平一六年	四月六日	平一六年	九月二七日
平一七年	三月九日	平一八年	三月三日
平一九年	三月九日	平一九年	二月三日
平二一年	三月二一日	平二三年	二月六日
平二三年	二月四日	平二三年	二月九日
平二九年	二月三日	平三〇年	二月二日

（倫理行動規準）

第一条 職員（衆議院職員倫理規程（平成十二年五月三十日議長決定。以下「規程」という。）第二条第一項に規定する衆議院事務局の職員をいう。以下同じ。）は、国会職員としての誇りを持ち、かつ、その使命を自覚し、第一号から第三号までに掲げる規程第三条の倫理原則とともに第四号及び第五号に掲げる事項をその職務に係る倫理の保持を図るために遵守すべき規準として、行動しなければならない。

一 職員は、国民全体の奉仕者であり、国民の一部に対してのみ
の奉仕者ではないことを自覚し、職務上知り得た情報について
国民の一部に対してのみ有利な取扱いをする等国民に対し不当
な差別的取扱いをしてはならず、常に公正な職務の執行に当た
らなければならないこと。

二 職員は、常に公私の別を明らかにし、いやしくもその職務や
地位を自らや自らの属する組織のための私的利益のために用い
てはならないこと。

三 職員は、利害関係者から贈与等を受けること等の国民の疑惑や不信を招くような行為をしてはならないこと。

四 職員は、職務の遂行に当たっては、公共の利益の増進を目指し、全力を挙げてこれに取り組まなければならないこと。

五 職員は、勤務時間外においても、自らの行動が公務の信用に影響を与えることを常に認識して行動しなければならぬこと。
(利害関係者)

第二条 本件において、「利害関係者」とは、規程第二条第五項に規定する利害関係者をいう。

2 職員に異動があつた場合において、当該異動前の職に係る当該職員の利害関係者であつた者が、異動後引き続き当該職に係る他の職員の利害関係者であるときは、当該利害関係者であつた者は、当該異動の日から起算して三年間（当該期間内に、当該利害関係者であつた者が当該職に係る他の職員の利害関係者でなくなつたときは、その日までの間）は、当該異動があつた職員の利害関係者であるものとみなす。

3 他の職員の利害関係者が、職員をしてその職に基づく影響力を当該他の職員に行使させることにより自己の利益を図るためその職員と接触していることが明らかな場合においては、当該他の職員の利害関係者は、その職員の利害関係者でもあるものとみなす。

4 本件の規定の適用については、利害関係者の利益のためにする行為を行う場合における役員、従業員、代理人その他の者は、利害関係者とみなす。

(禁止行為)

第三条 職員は、次に掲げる行為を行つてはならない。

一 利害関係者から金銭、物品又は不動産の贈与（せん別、祝儀、香典又は供花その他これらに類するものとしてされるものを含む。）を受けること。

二 利害関係者から金銭の貸付け（業として行われる金銭の貸付けにあつては、無利子のもので又は利子の利率が著しく低いものに限る。）を受けること。

三 利害関係者から又は利害関係者の負担により、無償で物品又は不動産の貸付けを受けること。

四 利害関係者から又は利害関係者の負担により、無償で役務の提供を受けること。

五 利害関係者から未公開株式（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第十六項に規定する金融商品取引所に上場されおらず、かつ、同法第六十七条の十一第一項の店頭売買有価証券登録簿に登録されていない株式をいう。）を譲り受けること。

六 利害関係者から供応接待を受けること。

七 利害関係者と共に飲食をすること。

八 利害関係者と共に遊技又はゴルフをすること。

九 利害関係者と共に旅行（公務のための旅行を除く。）をすること。

十 利害関係者をして、第三者に対し前各号に掲げる行為をさせること。

2 前項の規定にかかわらず、職員は、次に掲げる行為を行うことができる。

- 一 利害関係者から宣伝用物品又は記念品であつて広く一般に配布するためのものの贈与を受けること。
- 二 多数の者が出席する立食パーティー（飲食物が提供される場合であつて立食形式で行われるものをいう。以下同じ。）において、利害関係者から記念品の贈与を受けること。
- 三 職務として利害関係者を訪問した際に、当該利害関係者から提供される物品を使用すること。
- 四 職務として利害関係者を訪問した際に、当該利害関係者から提供される自動車（当該利害関係者がその業務等において日常的に利用しているものに限る。）を利用すること（当該利害関係者の事務所等の周囲の交通事情その他の事情から当該自動車の利用が相当と認められる場合に限る。）。
- 五 職務として出席した会議その他の会合において、利害関係者から茶菓の提供を受けること。
- 六 多数の者が出席する立食パーティーにおいて、利害関係者から飲食物の提供を受け、又は利害関係者と共に飲食をすること。
- 七 職務として出席した会議において、利害関係者から簡素な飲食物の提供を受け、又は利害関係者と共に簡素な飲食をすること。
- 八 利害関係者と共に自己の費用を負担して飲食をすること。ただし、職務として出席した会議その他打合せのための会合の際における簡素な飲食以外の飲食（自己の飲食に要する費用が三千円を超えるものに限る。）にあつては、事務総長が、公正な職務の執行に対する国民の疑惑や不信を招くおそれがないと認め許可したものに限り。

3 第一項の規定の適用については、職員（同項第十号に掲げる行為にあつては、同号の第三者。以下この項において同じ。）が、利害関係者から、物品若しくは不動産を購入した場合、物品若しくは不動産の貸付けを受けた場合又は役務の提供を受けた場合において、それらの対価がそれらの行為が行われた時における時価よりも著しく低いときは、当該職員は、当該利害関係者から、当該対価と当該時価との差額に相当する額の金銭の贈与を受けたものとみなす。

（禁止行為の例外）

第四条 職員は、私的な関係（国会職員としての身分にかかわらずい關係をいう。以下同じ。）がある者であつて、利害関係者に該当するものとの間においては、職務上の利害関係の状況、私的な関係の経緯及び現在の状況並びにその行おうとする行為の態様等にかんがみ、公正な職務の執行に対する国民の疑惑や不信を招くおそれがないと認められる場合限り、前条第一項の規定にかかわらず、同項各号（第十号を除く。）に掲げる行為を行うことができる。

2 職員は、前項の公正な職務の執行に対する国民の疑惑や不信を招くおそれがないかどうかを判断することができる場合においては、事務総長に相談し、その指示に従うものとする。

3 第一項の「国会職員としての身分」には、国会職員が、各本部長の要請に応じ国会職員以外の国家公務員等（国会職員法（昭和二十二年法律第八十五号）第二十八条第二項に規定する国会職員以外の国家公務員等をいう。以下同じ。）となるため退職し、引き続き国会職員以外の国家公務員等として在職した後、引き続き

て当該退職を前提として国会職員として採用された場合（一の国会職員以外の国家公務員等として在職した後、引き続き一以上の国会職員以外の国家公務員等として採用された場合を含む。）における国会職員以外の国家公務員等としての身分を含むものとする。

4 職員は、同じ部局若しくは機関で勤務した関係又は国の機関が行った研修若しくは国から派遣されて参加した研修を同時に受けた関係がある者であつて、利害関係者に該当するものと共にする飲食については、利害関係者以外の者を含む多数の者が出席する場合であつて自己の飲食に要する費用を負担するときに限り、前条第一項の規定にかかわらず、これを行うことができる。

（利害関係者以外の者等との間における禁止行為）

第五条 職員は、利害関係者に該当しない事業者であつても、その者から供応接待を繰り返し受ける等社会連患上相当と認められる程度を超えて供応接待又は財産上の利益の供与を受けてはならない。

2 職員は、自己が行つた物品若しくは不動産の購入若しくは借受け又は役務の受領の対価を、その者が利害関係者であるかどうかにかかわらず、それらの行為が行われた場に居合わせなかつた業者にその者の負担として支払わせてはならない。

（特定の書籍等の監修等に対する報酬の受領の禁止）

第六条 職員は、次に掲げる書籍等（書籍、雑誌等の印刷物又は電子的方式、磁氣的方式その他の知覚によつては認識することができない方式により文字、図形、音、映像若しくは電子計算機に用いるプログラムを記録した物をいう。以下同じ。）の監修又は

編さんに対する報酬を受けてはならない。

一 補助金等（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第七十九号）第二条第一項に規定する補助金等をいう。）又は国が直接支出する費用をもつて作成される書籍等

二 作成数の過半数を衆議院事務局において買入れれる書籍等
（職員の職務に係る倫理の保持を阻害する行為等の禁止）

第七条 職員は、他の職員の第三条又は前二条の規定に違反する行為によつて当該他の職員（第三条第一項第十号の規定に違反する行為にあつては、同号の第三者）が得た財産上の利益であることを知りながら、当該利益の全部若しくは一部を受け取り、又は享受してはならない。

2 職員は、職員倫理審査会、事務総長その他職員の職務に係る倫理の保持に責務を有する者又は上司に対して、自己若しくは他の職員が規程若しくは本件に違反する行為を行つた疑いがあると思料するに足りる事実について、虚偽の申述を行い、又はこれを隠へいしてはならない。

3 規程第二条第三項に規定する指定職以上の職員並びに国会職員の給与等に関する規程（昭和二十二年十月十六日両院議長決定）第七条の二第一項の規定による管理職員特別勤務手当を支給される職員であつて同規程第六条の二第一項の規定による給料の特別調整額を支給されるもの及び特定任期付職員の給与の特例に関する規程（平成十九年十一月二十六日両院議長決定）第二条第一項に規定する給料表の適用を受ける職員であつて同表四号給又は五号給の給料月額額の給料を受けるものは、その管理し、又

は監督する職員が規程又は本件に違反する行為を行った疑いがあると思料するに足りる事実があるときは、これを黙認してはならない。

(講演等に関する規制)

第八条 職員は、利害関係者からの依頼に応じて報酬を受けて、講演、討論、講習若しくは研修における指導若しくは知識の教授、著述、監修、編さん又はラジオ放送若しくはテレビジョン放送の放送番組への出演(国会職員法第二十二条の許可を得てするものを除く。以下「講演等」という。)をしようとする場合は、あらかじめ事務総長の承認を得なければならない。

(事務総長への相談)

第九条 職員は、自らが行う行為の相手方が利害関係者に該当するかどうかを判断することができない場合又は利害関係者との間で行う行為が第三条第一項各号に掲げる行為に該当するかどうかを判断することができない場合には、事務総長に相談するものとする。

(関係事業者等)

第十条 規程第二条第六項の職員が職務として同条第五項の契約に関する事務に関与する場合は、職員が職務として同項の契約に関する事務に携わっている場合のほか、同項の契約の相手方の選定について職員が職務上の影響力を当該契約に関する事務に携わっている他の職員に行使することができる場合をいう。

2 前条の規定は、規程第二条第六項の関係事業者の範囲について疑義がある場合に準用する。

(贈与等の報告)

第十一条 規程第五条第一項の訓令で定める報酬は、関係事業者規程第二条第六項に規定する関係事業者及び同条第七項の規定により関係事業者とみなされる者をいう。以下同じ。)から支払を受けた講演等の報酬とする。

2 規程第五条第一項第四号の訓令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 贈与等(規程第五条第一項に規定する贈与等をいう。以下同じ。)の内容又は報酬(同項に規定する報酬をいう。以下同じ。)の内容

二 贈与等をし、又は報酬の支払をした関係事業者と当該贈与等又は当該報酬の支払を受けた職員の職務との関係

三 規程第五条第一項第一号の価額として推計した額を記載している場合であつては、その推計の根拠

四 供給接待を受けた場合にあつては、当該供給接待を受けた場所の名称及び住所並びに当該供給接待の場に居合わせた者の人数及び職業(多数の者が居合わせた立食パーティー等の場において受けた供給接待にあつては、当該供給接待の場に居合わせた者の概数)

五 規程第二条第七項の規定の適用を受ける同項の役員、従業員、代理人その他の者(以下「役員等」という。)が贈与等をした場合にあつては、当該役員等の役職又は地位及び氏名(当該役員等が複数であるときは、当該役員等を代表する者の役職又は地位及び氏名)

(報告書の様式)

第十二条 規程第五条第一項の贈与等報告書は、贈与等を受けたと

きは別記第一様式によるものとし、報酬の支払を受けたときは別記第二様式によるものとする。

2 規程第六条第一項の株取引等報告書は、別記第三様式によるものとする。

3 規程第七条第一項の所得等報告書は、別記第四様式によるものとする。

(報告書等の写しの送付期限)

第十三条 規程第五条第二項、第六条第二項又は第七条第三項の規定による送付は、それぞれの提出期限の翌日から起算して三十日以内にこれを行うものとする。

(贈与等報告書の閲覧)

第十四条 規程第八条第二項の規定による贈与等報告書の閲覧(以下「贈与等報告書の閲覧」という。)は、当該贈与等報告書の提出期限の翌日から起算して六十日を経過した日の翌日以後これをさせるものとする。

2 贈与等報告書の閲覧は、事務総長が指定する場所でこれをさせるものとする。

3 前二項に規定するもののほか、贈与等報告書の閲覧に関し必要な事項は、事務総長が定める。

附則

1 本件は、平成十二年十月一日から施行する。

2 本件の施行の日(以下「施行日」という。)から平成十二年十二月三十一日までの間の所得及びその間に贈与により取得した財産に係る別記第三様式による所得等報告書の記載については、同年分の所得に係る規程第七条第一項第一号イ及びロに掲げる金

額に十二分の三を乗じて得た金額並びに同年中において贈与により取得した財産に係る同項第二号の課税価格に十二分の三を乗じて得た金額をそれぞれ施行日から同年十二月三十一日までの間における同項第一号の所得の金額及び同項第二号の課税価格とみなして、これを当該所得等報告書に記載することができる。この場合において、同項第一号の所得の金額に係る同号の規定の適用については、同号中「百万円」とあるのは、「二十五万円」とする。

附則(平成十七年三月二十九日)

(施行期日)

1 本件は、平成十七年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の衆議院事務局職員の倫理に関する件は、本件の施行の日(以下「施行日」という。)以後にする行為について適用し、施行日前にした行為については、なお従前の例による。

附則(平成十八年三月二十三日)

(施行期日)

1 本件は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、別記第二様式の改正規定及び次項の規定は、衆議院職員倫理規程の一部を改正する規程(平成十八年三月二十三日議長決定)中第六条第一項の改正規定(「新株引受権証書」を削る部分に限る。)の施行の日から施行する。

(経過措置)

2 衆議院職員倫理規程の一部を改正する規程附則第二項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における新株引受権証

書（新株引受権証書が発行されていない場合にあつては、これが発行されていたとすればこれに表示されるべき新株の引受権）についての衆議院事務局職員の倫理に関する件第十三条第二項の規定の適用については、同項の別記第二様式の注（中）「葉茶」とあるのは、「葉茶 葉茶（葉茶）」とする。

附則（平成二十三年十二月十九日）

（施行期日）

1 本件は、平成二十四年一月一日から施行する。

（経過措置）

2 衆議院職員倫理規程の一部を改正する規程（平成二十三年十二月十九日議長決定）附則第二項の規定によりなお従前の例によることとされる株取引等報告書についての衆議院事務局職員の倫理に関する件の規定の適用については、なお従前の例による。

附則（平成三十年十二月二十一日）

（施行期日）

第一条 本件は、平成三十一年一月一日から施行する。

（経過措置）

第二条 平成三十年十月から十二月までに受けた贈与等（衆議院職員倫理規程（平成十二年五月三十日議長決定）第五条第一項に規定する贈与等をいう。）又は平成三十年十月から十二月までに支払を受けた報酬（同項に規定する報酬をいう。）については、本件による改正後の衆議院事務局職員の倫理に関する件第十二条第一項の規定にかかわらず、本件による改正前の衆議院事務局職員の倫理に関する件別記第一様式による贈与等報告書により報告することができる。

2 平成三十年において行つた株取引等（衆議院職員倫理規程第六条第一項に規定する株取引等をいう。）については、本件による改正後の衆議院事務局職員の倫理に関する件第十二条第二項の規定にかかわらず、本件による改正前の衆議院事務局職員の倫理に関する件別記第二様式による株取引等報告書により報告することができる。

3 平成三十年分の所得税又は贈与税に係る衆議院職員倫理規程第七条第一項に掲げる金額及び課税価格については、本件による改正後の衆議院事務局職員の倫理に関する件第十二条第三項の規定にかかわらず、本件による改正前の衆議院事務局職員の倫理に関する件別記第三様式による所得等報告書により報告することができる。

別記第一（第四様式）（略）